

令和6年8月定例記者会見要旨(令和6年9月4日)

1. 猛暑日が続く中、市民の熱中症などに懸念が深まっている。坂出市では、市内公共施設14カ所、民間商業施設3カ所をクーリングシェルターとして開設しているが、開設以来の運用状況や所見について教えていただきたい。また、民間商業施設3カ所が協力しているということだが、拡充予定など今後の見通しについてもお聞きしたい。

気候変動適応法が改正され、冷房施設が整っていて市民が暑さから一時的に避難するための「クーリングシェルター」を市町村は指定できるようになりました。本市では、令和6年7月1日より市内公共施設14カ所を指定しており、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には、クーリングシェルターとして開放いたします。

「熱中症特別警戒アラート」は、現時点では発表されておりませんが、その一段階下の「熱中症警戒アラート」は、香川県では、9月3日時点で32回発表されており、暑さ対策は非常に重要であると考えております。

本市のクーリングシェルターの施設数につきましては、先ほど申し上げました市内公共施設14カ所に加え、民間施設は9月1日より運用を開始した1カ所を含めて現在4カ所を指定しております。この施設につきましては、現在、「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、いつでもクーリングシェルターとして利用できるような体制を整えております。また、民間施設につきましては、さらに1カ所現在協議をしているところでございますので、今後とも民間施設とも協力して暑さ対策に努めてまいりたいと考えております。

また、市内公共施設のクーリングシェルターの利用状況はまだ少ないですが、バスの待ち時間に利用されているかたもいらっしゃいました。民間施設については、利用者数の把握は難しいのが現状となっております。

今後もまだまだ厳しい暑さが続くことが予想されますので、クーリングシェルターの指定施設の拡充や制度の周知に努めてまいります。